

I C T イノベーション創出チャレンジプログラム

【I-Challenge!】

業務支援機関及び不正等監視機関業務要領

平成27年2月

総務省

情報通信国際戦略局

技術政策課

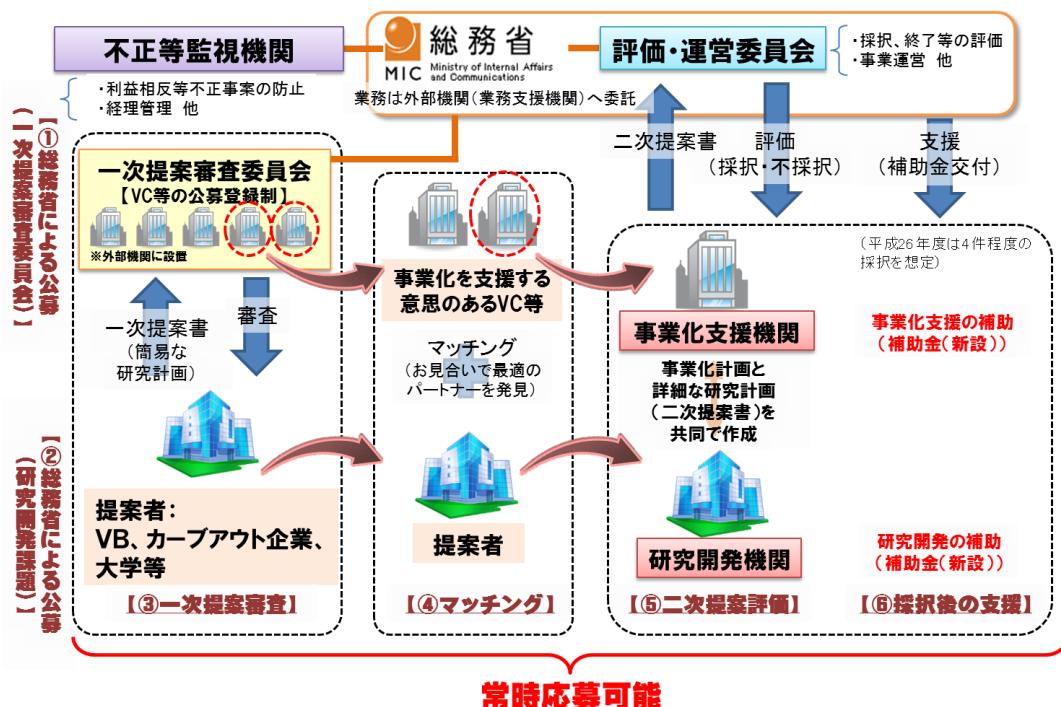
I 業務支援機関及び不正等監視機関（共通）

1. 業務の目的

補助金の交付及び執行等に係る支援業務を行うことにより、「ICT イノベーション創出チャレンジプログラム」（以下「本事業」）の適正な執行が図られることを目的とします。

2. スキーム

総務省と業務支援機関及び不正等監視機関との間で業務委託契約を締結し、本事業を推進するための体制を構築する。各組織の関係は下図を参照。



図：「ICT イノベーション創出チャレンジプログラム」スキーム概要

また、各機関の基本的な役割分担は以下の通りとし、総務省、業務支援機関、不正等監視機関とが連携し、効率的かつ効果的な業務の執行を図る。

表 各機関の役割分担

機関	担当内容
総務省	公募 補助交付決定 評価・運営委員会の設置・運営 追跡評価、事業化報告受領 等
評価・運営委員会	一次提案審査委員会候補機関の決定

	二次提案の採択評価 継続評価・終了評価・追跡評価 等
業務支援機関	一次提案審査委員会の設置及び運営 二次提案申請支援 研究開発の実施支援 評価・運営委員会の活動支援 情報発信、成果普及、イベント等の運営に係る業務 等
不正等監視機関	経理処理解説及びFAQ の作成、維持管理 補助事業者に対する経理処理解説及びFAQ に関する説明 補助事業者からの質問に対する対応 補助金交付申請書の検討 総務省に対する経理的な視点からのアドバイス 一次提案審査委員会候補機関、一次提案を行う機関に係る反社会的勢力等に関する確認 二次提案書作成に係る交付申請に関する利益相反の確認 額の確定に関する不正使用事例の確認 等

II 業務支援機関業務概要

業務支援機関は、以下に示す業務を実施すること。

(1) 一次提案審査委員会の設置及び運営

受託事業者は、効率的かつ効果的に一次提案審査委員会を設置するとともに、運営する。また、総務省が実施する一次提案審査機関および研究開発機関の公募にかかる問合せ、および書類の受付対応を行い、「ICT イノベーション創出チャレンジプログラム」にふさわしい応募者を集める。

- 研究開発機関の一次提案の審査を行う「一次提案審査委員会」に関する書類(設置要項、利益相反基準、審査基準等)を作成する
- 総務省が行う一次提案審査委員会の公募（年度当初だけでなく、年度途中の追加公募も予定）を受け、公募に関する問合せへの対応等を行う
- 応募者（応募総数 40 件程度（※）を想定、平成 26 年度実績は 31 機関）の情報を整理する
- 上記手続きについては、平成 26 年度に設置された一次提案審査委員会に参加する機関については、個別に平成 27 年度においても継続的に参加する意思の有無について確認を行い、参加意思を有する機関に関しては、簡易的な手続きにより応募を受け付ける
- 平成 27 年度一次提案審査委員会候補機関の応募状況等について不正等監視機関へ報告するとともに、評価機関として総務省が設置する評価・運営委員会に諮る
- 総務省からの一次提案審査委員会候補機関の決定通知を受け、一次提案審査委員会を設置する
- 総務省が行う研究開発機関の公募（原則として、支援額が予算額の上限に達するまで常時行うものとする）を受け、公募に対する問合せへの対応等を行う
- 研究開発機関の応募者（応募総数 50 件程度（※）を想定、平成 26 年度実績は約 50 件）の情報を整理し、不正等監視機関へ報告するとともに、一次提案審査委員会を開催し、一次提案審査を実施する
- 一次提案審査結果を総務省及び応募者へ通知する

※想定件数は確約されるものではありません。

(2) 二次提案申請支援

受託事業者は、一次提案を行う機関と事業化支援のための協働意思を持つ一次提案審査委員会構成機関との間で有効なマッチングが図られるよう、支援する。また、マッチングが成立した際に、適切な二次提案書が速やかに作成されるよう、申請支援等(20 件程度を想定（※）、平成 26 年度実績は 23 件)を行う。なお、支援対象には平成 26 年度事業の期間中に一次提案

を行った事業者も含まれる。

- 一次提案を行う機関と事業化支援のための協働意思を持つ一次提案審査委員会構成機関によるマッチングを支援する
 - マッチングが成立した後、二次提案書の作成及び e-Rad を通じた提案書の提出手続き等に関する説明を行うと共に、二次提案書を作成するための事業化支援機関による補助金交付申請（必要な場合に限る）を支援する
 - 総務省からの交付決定（平成 26 年度からの継続課題 6 件（予定）及び平成 27 年度新規採択課題 4 件程度を想定（※））を受け、研究開発機関と事業化支援機関（以下補助事業者）に対して結果を通知するとともに、二次提案書の作成及び e-Rad を通じた提案書の提出を支援する
- ※ 想定件数は確約されるものではありません。

(3) 研究開発の実施支援

受託事業者は、事業化支援機関および研究開発機関により実施される研究開発の適切な進捗がなされるように、進捗状況管理、額の確定検査等に向けた業務支援を行う。なお、支援対象には平成 26 年度事業の期間中に一次提案を行った事業者（予定 6 件）も含まれる。

- 総務省への補助金交付申請書の作成を支援する
- 補助事業者の事業進捗状況を確認し、必要な補助金に係る申請手続き（中止や変更等）等の指示や支援を行う
- 補助事業者からの事業の実施に関する質問に対して、不正等監視機関及び総務省と連携を図りながら対応する
- 補助事業者の実績報告書等の確認・修正・受領を行う
- 補助事業者からの請求書を受領し、総務省への支払い依頼を行う。また、補助事業者において概算払の希望がある場合には、必要性等を確認のうえ、対応を行う
- 評価・運営委員会が行う継続評価、終了評価及び追跡評価の実施に向け、補助事業者を支援する
- 研究開発終了後、補助事業者に対し、事業の実施報告等の作成を指示し、同報告を総務省へ提出する
- 上記の業務の中で、補助事業者の不正行為等が疑われる場合、不正等監視機関に事例を報告し、処分を仰ぐ

(4) 評価・運営委員会の活動支援

受託事業者は、円滑な事業運営を図るために、評価・運営委員会の活動を支援する。

- 評価・運営委員会において、採択評価、継続評価、終了評価、追跡評価等を適切に行うために必要な支援を行う

(5) 情報発信、成果普及、イベント等の運営

受託事業者は、本事業の効果的な情報発信、成果普及、イベント等の運営を行う。実施方法については下記の手法などが例に挙げられる。

- Web (facebook、twitter 等を含む)
- 動画
- PR 冊子
- イベント
- その他

(6) その他

- 業務終了時の事務局活動報告（事業者とのコミュニケーション履歴等）
- その他

III 不正等監視機関業務概要

受託事業者は、補助事業者（研究開発機関及び事業化支援機関）において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年八月二十七日法律第百七十九号）及び先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」）等に基づく適切な補助金の執行がはかられるよう、以下の業務を行う。

(1) 経理処理解説及びFAQの作成、維持管理

受託事業者は、補助事業者（研究開発機関及び事業化支援機関）による補助金の適切な執行が、必要最小限の負荷により可能となるよう、平成26年度版の経理処理に係る解説書及びFAQを元に必要な改訂を加えたうえで平成27年度版を作成するとともに、(3)の業務状況を踏まえてそれらの維持管理を行う。

(2) 補助事業者に対する経理処理解説及びFAQに関する説明

受託事業者は、(1)により作成した経理処理解説及びFAQについて、総務省、業務支援機関、応募者及び補助事業者に対して配布を行うとともに、説明を行う機会を設け、十分な説明を行う。

- 一次提案審査機関の公募は事業期間を通じて、応募総数40件程度（※）を想定
- 一次提案審査機関の公募は年度当初及び年度途中の追加公募を予定
- 研究開発機関の公募は事業期間を通じて、応募総数50件程度（※）を想定
- 研究開発機関の公募は原則常時行うものとする
- 総務省からの交付決定（平成26年度からの継続課題6件（予定）及び平成27年度新規採択課題4件程度を想定（※））を受け、総務省が行う額の確定検査に向け、補助事業者に対して支援・指示を行う

（※）想定件数は確約されるものではありません。平成26年度実績はⅡ節参照（以下同じ）。

(3) 補助事業者からの質問に対する対応

受託事業者は、補助事業者からの求めに応じ、補助金の執行に係る質問への対応を行う。また、これら質問及び回答内容については、一覧を作成し、定期的に総務省及び業務支援機関に対して共有を行う。

(4) 補助金交付申請書の検討

受託事業者は、補助事業者が作成した補助金交付申請書の経費の内容について、経理処理に係る解説書に照らした検討を行う。

(5) 総務省に対する経理的な視点からのアドバイス

受託事業者は、総務省が行う補助事業者の事業計画及び資金計画に関する検討について、経理的な視点からのアドバイスを行う。

(6) 一次提案審査委員会候補機関、一次提案を行う機関に係る反社会的勢力等に関する確認

受託事業者は、業務支援機関から提供される一次提案審査委員会候補機関あるいは一次提案を行う機関に関する情報を踏まえ、反社会的勢力等に関する確認を行い、その結果についてそれぞれ評価・運営委員会あるいは業務支援機関へ報告を行う。

(7) 共同提案書作成に係る交付申請に関する利益相反の確認

受託事業者は、業務支援機関から提供される共同提案書作成に係る交付申請に関する情報を踏まえ、利益相反に関する確認を行い、その結果について総務省へ報告を行う。

(8) 額の確定に関する不正使用事例の確認

受託事業者は、総務省から提供される補助事業者に係る額の確定に関する証憑等に関して、不正使用等についての確認を行い、その結果について総務省へ報告を行う。

(9) その他の本事業における不正等の監視に必要となる事項についての対応

その他、本事業における不正等の監視に必要となる事項についての対応を行う。特に、利益相反、補助金の不正使用等の疑いが生じた場合においては、関係者への聞き取り調査、信用調査その他必要な方法により、不正等が生じているかどうかの確認を行い、その結果について総務省へ報告を行う。